

広島県告示第千四十三号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされる場合を含む。以下同じ。）第四十九条の規定によつて、生活保護法による医療を担当する機関として、次のものを指定した。

令和七年十二月十八日

広島県知事 横 田 美 香

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
みまもり看護たなごころ	尾道市高須町五五七〇番地	令和七年一一月一日
あおば堂薬局	三次市十日市南五丁目九番二二号	令和七年一一月一日
ブブレひまわり薬局 東広島安芸津店	東広島市安芸津町風早三一五四番一	令和七年一一月一日
すまクリニック	廿日市市宮内四四八一一八	令和七年一一月一日
吉田あおば堂薬局	安芸高田市吉田町吉田六九六番地一	令和七年一一月一日